

## 群馬大学コアファシリティ室設置要項

令和 3. 6. 1 制 定

### (設 置)

第1 全学的かつ緻密な研究戦略に基づく共用設備・機器の維持・更新体制の確立と研究基盤整備に機動的かつ計画的に対応するため、学長の下に、群馬大学コアファシリティ室（以下「コアファシリティ室」という。）を置く。

### (業 務)

第2 コアファシリティ室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) エビデンスに基づいた効率的かつ戦略的な研究設備・機器の整備運営方針の策定に関すること。
- (2) 全学の研究設備・機器共用推進の取組における包括的な管理・運営に関すること。
- (3) 技術職員・マネジメント人材の全学組織化及び学内外における協働体制の推進に関すること。
- (4) その他コアファシリティ室の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組 織)

第3 コアファシリティ室は、次の各号に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門機器分析センター長
- (4) その他学長が必要と認めた者

### (室長等)

第4 室長は、学長が指名する理事をもって充て、副室長は学長が指名する教職員をもって充てる。

2 室長は、室の業務を掌理し、副室長は室長を補佐するとともに、室長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (事 務)

第6 コアファシリティ室の事務は、関係部課等の協力を得て、研究推進部産学連携推進課において処理する。

### (要項の改廃)

第7 この要項の改廃は、学長が行う。

### (雑 則)

第8 この要項に定めるもののほか、コアファシリティ室の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

### 附 則

この要項は、令和3年6月1日から施行する。